

各国における公判廷での偽証・虚偽供述等に関する法制度の概要

日本	アメリカ(連邦)	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
<p style="text-align: center;">偽証 (刑法169条)</p> <p>法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3年以上10年以下の懲役に処する。</p>	<p style="text-align: center;">偽証 (被告人にも適用) (合衆国法律集18編1621条)</p> <p>次に掲げる者は偽証罪の罪責を負い、特段の法律の定めのない限り、罰金若しくは5年以下の自由刑に処し、又はこれらを併科する。 (1) 裁判所、連邦職員又は私人の前で、連邦法に従って、真実を述べる旨又は真実を記載した書面に署名する旨宣誓した上、意図的に、かつ、その宣誓に反して、真実と思っていない重要な事柄を供述し、又は署名した者 (2) 連邦法第28編1746条の範囲内で、偽証罪の制裁の下作成された文書において、意図的に、真実でないと思ふ重要な事柄に署名した者</p> <p style="text-align: center;">虚偽供述 (被告人にも適用) (合衆国法律集18編1623条)</p> <p>連邦の裁判所又は大陪審の手続において、宣誓の上、虚偽であることを知りながら、虚偽の重要な供述をし、又は虚偽の重要な事項を含むと知りながら文書等を使用した者は、罰金若しくは5年以下の自由刑に処し、又はこれらを併科する。</p>	<p style="text-align: center;">偽証 (被告人にも適用) (1911年偽証罪法1条)</p> <p>裁判手続において証人又は通訳人として適法に宣誓した者が、その手続において重要であり、かつ、それが虚偽であることを知り、又は真実であると信じていない供述を意図的にしたときは、その者は、偽証罪の罪責を負い、また、正式起訴されて有罪となった場合には、7年以下の拘禁刑若しくは罰金又はその併科に処せられる。</p>	<p style="text-align: center;">虚偽証言 (刑法434-13条)</p> <p>全ての裁判所又は共助の囑託に基づいて活動する司法警察員の面前で宣誓の上虚偽の証言をする行為は、5年の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金で罰する。</p> <p>(参考)加重的虚偽証言 虚偽の証言は、次に掲げる場合は、7年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金で罰する。 1 虚偽の証言が債務免除又は何らかの報酬によってもたらされたとき。 2 有利又は不利に虚偽の証言が行われた事件を重罪刑で罰するとき。 (刑法434-14条)</p>	<p style="text-align: center;">偽証 (刑法154条)</p> <p>法廷で又は宣誓の採取を管轄するその他の官署で、虚偽の宣誓をした者は、1年以上の自由刑に処する。犯情があまり重くない事案では、刑は6月以上5年以下の自由刑とする。 (※ 有期自由刑の上限は15年(刑法38条))</p> <p style="text-align: center;">虚偽の非宣誓陳述 (刑法153条)</p> <p>法廷で又は証人若しくは鑑定人の宣誓専門を管轄するその他の官署で、虚偽の非宣誓供述を行った者は、3月以上5年以下の自由刑に処する。</p>	<p style="text-align: center;">偽証 (刑法152条1項)</p> <p>法律によって宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、5年以下の懲役又は1000万ウォン以下の罰金に処する。</p>
<p style="text-align: center;">証人の不出頭や宣誓・証言拒絶</p> <p>○ 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。情状により罰金及び拘留を併科することができる。(刑訴法151条) ○ 正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。情状により罰金及び拘留を併科することができる。(刑訴法161条)</p>	<p style="text-align: center;">証人の不出頭や宣誓・証言拒絶</p> <p>○ 裁判所侮辱として、拘禁刑若しくは罰金又はその併科により処罰される。(合衆国法律集18編401条等)</p>	<p style="text-align: center;">証人の不出頭や宣誓・証言拒絶</p> <p>○ 証人が正当な理由なく故意に召喚に応じないときは、3か月以内の拘禁刑により処罰することができる(1965年刑事手続(証人出廷)法3条)。 ○ 証人が正当な理由がなく故意に宣誓又は証言を拒絶したときは、裁判所侮辱に該当する(拘禁刑の上限は、刑事法廷においては2年、治安判事裁判所においては1か月(1981年裁判所侮辱法14条)。</p> <p style="text-align: center;">黙秘等からの推認 (1994年刑事司法及び公共秩序法34~37条)</p> <p>裁判所等は、以下の場合、被疑者・被告人の黙秘等から適当と認める推論を行うことが許される。 ○ 被告人が公判で弁解として主張した事実について、捜査段階でも述べる事ができたと合理的に認められるのに捜査段階では述べていなかった場合 ○ 検察側が一応の立証を遂げた後の審理において、被告人が証言台に立つことを拒むか、宣誓を行ったのに正当な理由なくして尋問に答えることを拒んだ場合 ○ 被疑者の身体、所持品又はその逮捕場所に犯罪との結びつきを示す物や痕跡があり、警察が説明を求めたのに被疑者がこれを拒んだ場合 ○ 逮捕理由の犯罪事実の日時、犯行場所又はその付近に被疑者がいた事実について警察が説明を求めたのに、被疑者がこれを拒んだ場合</p>	<p style="text-align: center;">証人の不出頭や宣誓・証言拒絶</p> <p>○ 裁判所は、検察官の請求により、呼出を受けて出頭しない証人や、宣誓又は証言を拒む証人に対し、3750ユーロの罰金を科することができる(刑訴法326条)。</p>	<p style="text-align: center;">証人の不出頭や宣誓・証言拒絶</p> <p>○ 裁判所が証人を召喚し、証人がこれに応じないときは、不出頭によって生じた費用を証人に負担させるとともに、5ユーロから1000ユーロの秩序金を課し、証人の経済状態等を勘案してこれを徴収できないときは、6週間以下の秩序拘禁に処する(刑訴法51条1項等) ○ 証人が宣誓又は証言を拒絶したときは、宣誓・証言拒絶によって生じた費用を証人に負担させるとともに、5ユーロから1000ユーロの秩序金を課し、証人の経済状態等を勘案してこれを徴収できないときは、6週間以下の秩序拘禁に処することとされているほか、証言を強制するために、6ヶ月以下の間、証人を拘禁することができる(刑訴法70条1項等)</p>	<p style="text-align: center;">証人の不出頭や宣誓・証言拒絶</p> <p>○ 裁判所が証人を召喚し、正当な事由なく出頭しないときには、決定により当該欠席による訴訟費用を証人に負担させるように命じ、500万ウォン以下の過怠金を賦課することができることとされ、証人が過怠金裁判を受けても正当な事由なく出頭しないときは、決定により7日以内の監置に処する(刑訴法151条) ○ 証人が正当な事由なく宣誓又は証言を拒絶したときは、決定で、50万ウォン以下の過料に処することができる(刑訴法161条)</p>